

社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会定款 (抜粋)

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員35名以上45名以内を置く。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第4章 役 員

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して報酬等は支給しない。